

全国厚生労働関係部局長会議（厚生分科会）資料

（説明用資料）

平成21年1月21日（水）

雇用均等・児童家庭局

《 目 次 》

○生活対策について	1
○安心こども基金（仮称）の概要	2
○「子育て応援特別手当」の支給について（たたき台概要）	3
○妊婦健診の公費負担の拡充について	4
○次世代育成支援のための新たな制度体系の検討について	5
○次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画の改定に向けて	6
○「仕事と家庭の両立支援の充実について」（労働政策審議会建議）の概要	7
○育児・介護休業制度の見直しについて（イメージ）	8
○父親も子育てができる働き方の実現	9
○育児・介護休業法の概要	10
○児童福祉法等の一部を改正する法律概要	11
○児童福祉法等の一部を改正する法律の主な内容	12
○子育て支援事業の定義規定のイメージ	15
○子育て支援事業の事業開始・指導監督の仕組みのイメージ	16
○次世代育成支援の人材養成事業（新規）	17
○ファミリー・サポート・センター事業及び緊急サポートネットワーク事業の再編について	18
○地域子育て支援拠点事業の21年度予算案について	19
○一時預かり事業（地域密着型）	20
○放課後児童クラブ数及び登録児童数等の推移	21
○「放課後子どもプラン」における小学校等での実施状況	22
○児童委員、主任児童委員の活動に対する必要な情報提供等について	23
○妊産婦ケアセンター（仮称）のイメージ	24
○児童虐待相談対応件数の推移	25
○平成20年度「生後4か月までの全戸訪問事業」及び「育児支援家庭訪問事業」都道府県別実施状況	26

○社会的養護体制の拡充について	27
○児童扶養手当法の一部支給停止及び適用除外について（概要）	30
○児童扶養手当一部支給停止措置に関する事務の流れ （受給資格者が5年等経過月を迎える際の事務）	31
○母子家庭等自立支援対策について	32
○配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）対策等について	35

生活対策について

昨年10月30日にとりまとめられた「生活対策」は、現下の金融、経済情勢に対する国民生活の安全保障として策定されたものであり、3つの重点分野として、「生活者の暮らしの安心」、「金融・経済の安定強化」、「地方の底力の発揮」が位置付けられており、特に、「生活者の暮らしの安心」については、第一の重点分野として、景気後退下での生活者の不安にきめ細かく対処するため、家計への緊急支援、雇用の下支え強化、介護人材の確保などほか、出産・子育て支援の拡充により、国民生活の安全・安心を確保する取組を推進するものである。

中でも、出産・子育て支援の拡充については、これまでの施策に加えて、安心して妊娠・出産・子育てができる環境作りを加速することを目指しており、思い切った施策を盛り込んだものとなっている。

(1)安心こども基金(仮称)〔平成20年度第2次補正予算(案)額 1,000億円〕

都道府県に基金を造成し、「新待機児童ゼロ作戦」の前倒し実施による保育所等の緊急整備や認定こども園等の新たな保育需要への対応及び保育の質の向上のための研修などを実施し、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的としたものである。

(2)子育て応援特別手当〔平成20年度第2次補正予算(案)額 651億円(給付費616億円、事務費35億円)〕

現下の厳しい経済情勢に鑑み、平成20年度の緊急措置として、多子世帯における幼児教育期の子育て負担に配慮し、小学校就学前3年間に属する児童であって、第二子以降である児童がいる場合、一人当たりにつき3万6千円を支給するものであり、これにより子育てを行う家庭における生活安心の確保に資するものである。

(3)妊婦健康診査臨時特例交付金(仮称)〔平成20年度第2次補正予算(案)額 790億円〕

妊婦が費用の心配をせず、必要な回数(14回程度)の妊婦健康診査を受けられるよう、地方財政措置されていない残り9回分について、平成22年度末までの間、国庫補助を行うものである。

安心こども基金（仮称）の概要

（平成20年度第2次補正予算案）

100,000百万円

（厚労省95,867百万円、文科省4,133百万円）

<趣旨>

都道府県に基金を造成し、「新待機児童ゼロ作戦」による保育所の整備等、認定こども園等の新たな保育需要への対応及び保育の質の向上のための研修などを実施し、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行う。

<事業概要>

国から交付された交付金を財源に、各都道府県において基金を造成し、平成20年度～平成22年度までの間、次の事業を実施する。

1 保育所等整備事業

(1) 保育所等緊急整備事業 ※①～③は社会福祉法人等が対象。

①保育所の施設整備費の補助。

②待機児童が多く、財政力が乏しい市町村における保育所の新設等について、追加的財政措置。

③賃貸物件による保育所本園・分園の設置を促進し保育所の受け入れ枠を緊急に確保するため、賃借料、改修費等の補助。

④子育て支援のための拠点施設の施設整備費の補助。

(2) 放課後児童クラブ設置促進事業

小学校内等において教材等の保管場所として使用されている空き教室等を放課後児童クラブとして使用するために必要な建物の改修、倉庫設備の設置を行うための経費の補助。

(3) 認定こども園整備等事業

幼保連携型、幼稚園型、保育所型の施設整備、幼稚園型、保育所型の事業費の補助。 ※学校法人及び社会福祉法人等が対象。

2 家庭的保育改修等事業

家庭的保育（保育ママ）事業を推進するため、その実施場所に係る改修費の補助及び家庭的保育者の研修を実施するための費用の補助。

3 保育の質の向上のための研修事業等

保育の質の向上のため、保育所等の保育士（現在、保育所等に勤務していない保育士を含む。）を対象に実施する研修費用及びアクションプログラム実践のための事業費の補助。

「子育て応援特別手当」の支給について(たたき台概要)

平成20年度の緊急措置として、幼児教育期(小学校就学前3年間)の第二子以降の子一人あたりにつき、3.6万円の子育て応援特別手当を支給する。

(内容)

- 支給対象となる子:平成20年度において小学校就学前3年間に属する子、すなわち、平成14年4月2日から平成17年4月1日までの間の生まれ(平成20年3月末において3~5歳の子)であって、第2子以降である児童(170万人程度)
 - ※ 第2子以降の判定については、高校卒業(18歳)までの子を基礎とする。
 - ※ 外国人については、外国人登録原票に登録されている者であって、正規在留者に限る(短期滞在の在留資格を除く)。
- 支給額 :支給対象児童一人につき3.6万円
- 支給先 :支給対象となる子の属する世帯の世帯主
(住民基本台帳、外国人登録原票の情報を活用)
- 所得制限 :所得制限を設けるか否かは各市町村がそれぞれの実情に応じて判断。
所得制限を設ける場合の下限は、定額給付金と同様、1,800万円とし、所得制限の判定は、世帯主の個人所得により判定する(世帯所得の合算はしない)。
- 支給手続 :各世帯主による申請に基づき支給する。
- 予算額(案) :総額651億円(給付費616億円、事務費35億円)(全額国庫負担)
 - ※ 平成20年度第二次補正予算案に計上

妊婦健診の公費負担の拡充について

内容

- 妊婦が、健診費用の心配をせずに、必要な回数(14回程度)の妊婦健診を受けられるよう、公費負担を拡充。
- 現在、地方財政措置されていない残りの9回分について、平成22年度までの間、国庫補助(1/2)と地方財政措置(1/2)により支援。
- 都道府県は、平成20年度中に妊婦健康診査支援基金(仮称)を造成する。(条例の制定等)

